

子ども子育て支援新制度への移行に伴う 寄附行為変更に関するご案内

R2. 12. 10
大阪府教育庁私学課

(重要)以下の点について、ご注意ください。

■一般的な寄附行為の変更例を作成しましたので、必要に応じて参考にしてください。

■寄附行為の変更にあたっては、私立学校法の規定を踏まえつつ、学校法人のそれぞれの特殊事情を考慮し、画一的に取り扱うことのないよう留意することとされています。このため、必ずしも本記載例どおりの変更が馴染まない場合、それぞれのご事情に応じて変更をお願いします。

施設類型	寄附行為
◆ 幼保連携型認定こども園	変更手続きが必要です。 <u>※令和3年1月29日(金)までに私学課あて必要書類をご提出願います。</u>
◆ 幼稚園型認定こども園	変更手続きは必要ありません。
◆ 施設型給付の幼稚園	

寄附行為変更(例)

幼保連携型認定こども園

項目	現在の記載内容(例)	記載(例)
目的	この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇〇〇することを目的とする。	<p>【幼保連携型認定こども園のみ設置の場合】 この法人は、<u>教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>に従い、<u>学校教育及び保育</u>を行い、〇〇〇〇することを目的とする。</p> <p>※〇〇〇部分は必要に応じて記載</p> <p>【他の学校を設置している場合】 この法人は、<u>教育基本法及び学校教育法並びに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>に従い、<u>学校教育及び保育</u>を行うことを目的とする。</p>
設置する学校	この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 〇〇幼稚園	この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) <u>幼保連携型認定こども園</u> 〇〇幼稚園

寄附行為変更(例)

幼保連携型認定こども園

項目	現在の記載内容(例)	記載(例)
理事の選任	理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) ○○幼稚園園長 (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人 (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人	理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) <u>幼保連携型認定こども園</u> ○○幼稚園園長 (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人 (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人
その他の項目のうち、名称変更が必要な箇所(随時)	○○幼稚園	幼保連携型認定こども園○○幼稚園